破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３５１号
奈良県高市郡高取町大字丹生谷456番地
破産者　吉村由美子
1　決定年月日　平成26年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２２３３号
札幌市豊平区月寒中央通２丁目２番８号
破産者　小日向和政
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６８号
札幌市東区丘珠町389番地４
破産者　吉田　幸輝
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１３号
さいたま市北区日進町２丁目1556番地７
破産者　鈴木　幸雄
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２９７号
さいたま市大宮区三橋１丁目426番地１　グランデージ大宮102号
破産者　三宅　勝繁
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７４号
川崎市川崎区本町１丁目４番地１　本町コーポ302
破産者　松尾　常太
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１８９号
愛知県知多市梅が丘１丁目285番地　ロイヤルハイツＢ―202
破産者　山川　雄介（旧姓時信）
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２１号
大阪府泉大津市豊中町３丁目10番９―101号、前住所大阪府和泉市寺田町１丁目７番14号
破産者　岸田　大輔
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７４８号
神戸市中央区中山手通４―22―２―1101、住民票上の住所兵庫県明石市魚住町清水250番地の８
破産者　中島　康夫
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７１号
神戸市東灘区魚崎北町２丁目３番１号
破産者　長部眞知子
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５３号
兵庫県姫路市広畑区蒲田１丁目90番地ウィズガーデン205、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区構４丁目16番地ロイヤルシャトー手柄南203号
破産者　庄門　　武
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３５４号
兵庫県姫路市広畑区則直95番地１　エクセラン則直Ⅲ202、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区構４丁目16番地
破産者　庄門　嵩司
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４２５号
兵庫県姫路市伊伝居526―５、住民票上の住所兵庫県姫路市緑台２丁目19番18号
破産者　光岡　雅春
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８６号
山口県美祢市大嶺町東分来福台４丁目13番地１、従前の住所山口県美祢市大嶺町東分来福台４丁目１番地３
破産者　大塚　芳雄
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第９６号
熊本市東区画図東１丁目７番30号　マーカス画図一番館301
破産者　加藤　伸一
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３９１号
北海道旭川市錦町13丁目2969番地の11
破産者　阿部　絵美
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５９号
北海道旭川市東旭川町日ノ出220番地の２
破産者　大橋　敏弘
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８３号
北海道旭川市神楽岡６条７丁目１番５号　第６大西ハイツ201号室
破産者　大藏　智貴
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部